



平成27年6月25日

各 位

会 社 名 日 本 管 財 株 式 会 社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 福 田 慎太郎
(コード番号9728 東証 第一部)
問合せ先責任者 取締役総務部長 赤 井 利 生
電 話 番 号 (0798)35-2200

監査等委員会設置会社移行に伴う「内部統制システムの基本方針」の 一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年6月25日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社移行に伴う「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本改定は、平成27年6月26日開催予定の当社第50期定時株主総会において監査等委員会設置会社への移行に必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行することを条件としております。

なお、改訂箇所には下線を付しております。

記

内部統制システムの基本方針

1 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループは、コンプライアンス体制の基礎として、「グループ企業倫理行動指針」及び「コンプライアンス基本規程」を定めております。

当社は、管理統轄本部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その事務局を総務部に置き、当社のコンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとします。

また、子会社は個別にコンプライアンス体制を整備・維持し、当社はその助言・指導を行います。

(2) 当社及び子会社の取締役、使用人等は、当社又は子会社における重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員会又は子会社の監査役に報告するものとします。

(3) 当社グループの法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、当社グループ社内通報システムを整備し、「社内通報規程」に基づきその運用を行うこととします。

(4) 当社の内部監査・内部統制・ISO管理部は、当社及び子会社に対し、「内部監査規程」に基づき、法令及び社内規程の遵守状況及び業務の効率性等について監査し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

(5) 当社の監査等委員会は当社グループのコンプライアンス体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができます。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存及び管理を行います。

また、情報の管理については、「情報システム管理規程」「個人情報保護基本規程」に基づき適切に対応します。

3 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、「コンプライアンス委員会」内に、子会社はその管理担当部門に、それぞれ自社のリスク管理全体を統括する組織を設け、自社の業務執行に係るリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整えることとします。また、当社は子会社のリスク管理体制について、指導・助言を行います。

(2) 当社グループを対象とする「危機管理規程」を定め、当社及び子会社において重大な不測の事態が発生した場合には、必要に応じ、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えます。

(3) 当社グループの重要な投資案件の収益性、事業戦略性、運営上のリスクを事前に検討し、また、事後のモニタリングを実施するための取締役会の諮問機関として「投資委員会」「運営リスク検討委員会」を設け、当社グループの投資案件に関するリスク管理体制を強化します。

4 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 定例の取締役会を毎月1回開催し、「取締役会規程」及び「取締役会付議基準」による重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行います。また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に役付取締役によって構成される常務会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとします。

(2) 業務の運営については、年度毎に当社グループ全体の経営計画を策定し、これを当社及び子会社各部門の業務目標に落とし込み、月次で経営会議にて業績管理を行います。

(3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め運用します。

5 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) グループ会社における業務の適正を確保するため「グループ企業倫理行動指針」をグループ会社全てに適用します。

当社は、担当役員及び担当部署を置き、「関係会社管理規程」に従い、グループ経営会議での報告により当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとします。

取締役は、グループ会社において、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には直ちに、監査等委員会に報告するものとします。

(2) 子会社の取締役及び使用人は当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査・内部統制・ISO管理部又はコンプライアンス委員会に報告するものとします。内部監査・内部統制・ISO管理部又はコンプライアンス委員会は直ちに監査等委員会に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとします。監査等委員会は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとします。

6 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

監査等委員会はその職務を補助させるため、監査等委員室所属の職員に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとします。

7 **当社及び子会社の取締役、使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の業務が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 当社及び子会社の取締役、使用人等は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には当該事実を、また、これらの者からこれらの事実について報告を受けたものは当該事実を、それぞれ監査等委員会に都度報告するものとします。前記にかかわらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社又は子会社の取締役、使用人等に対して当社又は子会社の事業、業務又は財産に関する事項の報告を求めることができるものとします。
- (2) 当社グループを対象とする社内通報により、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題が生じたときは、監査等委員会へ報告するものとします。
- (3) 当社及び子会社の取締役、使用人等は、監査等委員会の求めに応じて事業の報告を行なうとともに、当社グループの業務及び財産の状況の調査に協力します。

8 **監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制**

当社及び子会社は、監査等委員会へ報告を行なった当社又は子会社の取締役、使用人等に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行なうことを禁止します。

9 **監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針**

監査等委員の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合はこれに応じます。

10 **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断絶し、毅然とした態度でこれを排除します。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - ① 「グループ企業倫理行動指針」や各種取引契約書へ反社会的勢力排除項目を追記してまいります。
 - ② 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
当社は、反社会的勢力への対応を統括する部署を総務部とし、不当要求防止責任者を設置しております。また、反社会的勢力による不当要求等に対しては、直ちに対応統括部署へ報告・相談する体制を整備してまいります。
 - ③ 外部専門機関との連携状況
当社は、警察が主催する連絡会等に参加し、平素より顧問弁護士等の外部の専門機関と連携を深め、業界、地域社会と協力し、反社会的勢力への対応に関する指導をいただいております。
 - ④ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
当社は、反社会的勢力の情報を総務部にて一元管理し、取引先等の反社会的勢力排除に努め、当該情報を社内での注意喚起等に活用します。

以 上